

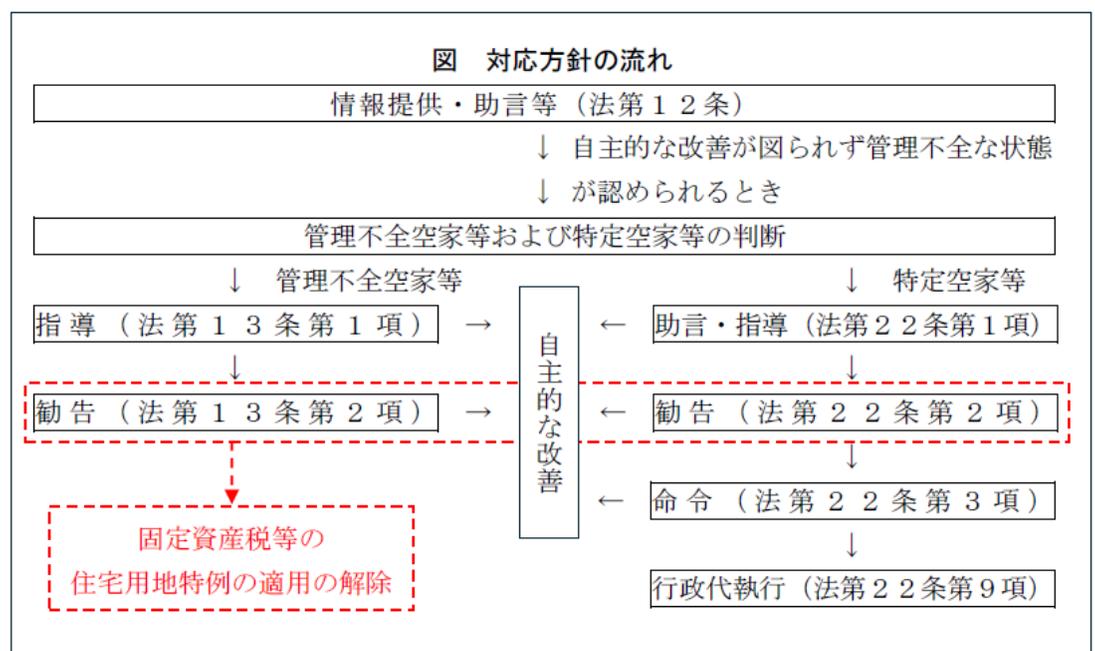
草津市管理不全空家等および特定空家等 判断基準（素案）の概要



草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準(素案)①【構成】

	項目	内容
1	目的	判断基準を定める目的を記載しています。
2	定義	判断基準内の用語(「空き家」「管理不全空家等」など)の定義を記載しています。
3	基本的な考え方※1	所有者等に対する措置の流れを記載しています。
4	判断基準	管理不全空家等および特定空家等に該当するか否かについての判断方法(別表1、2の活用)を記載しています。(2ページ以降で整理)
5	財産管理制度※2の活用	空き家の所有者等が不明または相続人が不存在であることが判明したときの民法に規定する「財産管理制度」の活用について記載しています。
6	その他	手続き等に関し必要な事項は、別に定めること(法施行細則を予定)を記載しています。
別表1	管理不全空家等判定表	「4 判断基準」において、管理不全空家等および特定空家等を判断するための調査表です。
別表2	特定空家等判定表	

※1 基本的な考え方(対応方針)の流れ



※2 空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(令五法五〇・追加)

草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準（素案）② 【1次判定】

「管理不全空家等」および「特定空家等」の判断方法として、空き家の物的状態【1次判定】に加え、当該空き家をもたらした得るまたはもたらす周辺への悪影響の程度【2次判定】について考慮します。

【1次判定】 空き家の物的状態が次に掲げる(イ)から(ニ)までの各状態であるか否か

状態		例
(イ)	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態【保安上危険】	「建築物等の倒壊」「擁壁の崩壊」「部材等の落下」「部材等の飛散」につながるような状態
(ロ)	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態【衛生上有害】	「石綿の飛散」「健康被害の誘発」につながるような状態
(ハ)	適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態【景観悪化】	「屋根ふき材等の色褪せ等」「ごみの散乱等」による景観の悪化につながるような状態
(ニ)	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態【周辺の生活環境への影響】	「悪臭の発生」「不法侵入の発生」「落雪による通行障害等の発生」などにつながるような状態

これらの状態について、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」で参考となる具体例が示されています。

この国ガイドラインの参考基準を参考に、「内容が重複する項目」「地域実情により不要と考えられる項目」を整理し、本市における判定表を用いて、定量的に空き家の物的状態を評価します。

➡ (イ)保安上危険 …1項目該当につき10点

(ロ)衛生上有害、(ハ)景観悪化、(ニ)周辺の生活環境への影響 …1項目該当につき5点



画像出展：国土交通省「既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン」

草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準(素案)③【1次判定】

○ 管理不全空家等の基準整理 (国ガイドラインの参考基準 26項目 ⇒ 草津市基準案 17項目)

国ガイドラインの参考基準		
(イ) 保安上危険	1. 建築物等の倒壊	(建築物の) 屋根の変形または外装材の剥落もしくは脱落
		(建築物の) 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		(建築物の) 雨水浸入の痕跡
		(門、塀、屋外階段等の) 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
	2. 擁壁の崩壊	擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出しまたは変状
		擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態
	3. 部材等の落下	外壁上部の外装材、屋根ふき材もしくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等
		軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
		立木の太枝の剪定、補強がなされておらず、折れまたは腐朽が認められる状態
	4. 部材等の飛散	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等
		立木の太枝の剪定、補強がなされておらず、折れまたは腐朽が認められる状態

草津市基準案	
1	(建築物の) 屋根の変形または外装材の剥落もしくは脱落
2	(建築物の) 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
3	(建築物の) 雨水浸入の痕跡
4	(門、塀、屋外階段等の) 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
5	立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
6	擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出しまたは変状
7	擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態
8	外壁土部の外装材、屋根ふき材もしくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等
9	軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
10	立木の太枝の剪定、補強がなされておらず、折れまたは腐朽が認められる状態
	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等 8へ統合
	立木の太枝の剪定、補強がなされておらず、折れまたは腐朽が認められる状態 10へ統合

国ガイドラインの参考基準		
(ロ) 衛生上有害	1. 石綿の飛散	吹付け石綿の周囲の外装材または石綿使用部材の破損等
	2. 健康被害の誘発	排水設備の破損等
		清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態	
(ハ) 景観悪化		補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損または汚損が認められる状態
		清掃等がなされておらず、散乱し、または山積したごみ等が敷地等に認められる状態
(ニ) 周辺の生活環境の保全への影響	1. 汚水等による悪臭の発生	排水設備の破損等または封水切れ
		駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきまたは多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
	2. 不法侵入の発生	開口部等の破損等
	3. 落雪による通行障害等の発生	通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態
		雪止めの破損等
	4. 立木等による破損・通行障害等の発生	立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態
5. 動物等による騒音の発生	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態	
6. 動物等の侵入等の発生	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態	

草津市基準案	
a	吹付け石綿の周囲の外装材または石綿使用部材の破損等
b	排水設備の破損等または封水切れ
c	清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
d	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態
e	補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損または汚損が認められる状態
	清掃等がなされておらず、散乱し、また cへ統合 敷地等に認められる状態
	排水設備の破損等または封水切れ bへ統合
	駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきまたは多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態 c、dへ統合
f	開口部等の破損等
	通常の雪下ろしがなされていないことが 地域実情により削除
	雪止めの破損等
g	立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態
	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態
	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態 dへ統合

草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準（素案）④ 【1次判定】

○ 管理不全空家等の判断基準による判定（1次判定）

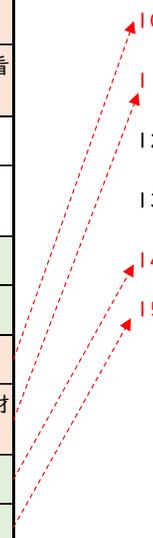
調査項目		評点
(1)保安上危険（該当…10点、非該当…0点）		
1.建築物	屋根の変形または外装材の剥落もしくは脱落	
	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等	
	雨水浸入の痕跡	
2.門、塀、屋外階段等の構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等		
3.立木	伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態	
	大枝の剪定、補強がなされておらず、折れまたは腐朽が認められる状態	
4.擁壁の崩壊	ひび割れまたは表面への水のしみ出しまたは変状	
	水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態	
5.外装材、屋根ふき材もしくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等		
6.軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等		
(2)衛生上有害、(ハ)景観悪化、(ニ)周辺の生活環境への影響（該当…5点、非該当…0点）		
1.吹付け石綿の周囲の外装材または石綿使用部材の破損等		
2.排水設備の破損等または封水切れ		
3.清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態		
4.駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態		
5.補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損または汚損が認められる状態		
6.不法侵入の発生につながる開口部等の破損等		
7.立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態		
合計		

草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準(素案)⑤【1次判定】

○ 特定空家等の基準整理 (イ)保安上危険(国ガイドラインの参考基準 19項目 ⇒ 草津市基準案 15項目)

国ガイドラインの参考基準		
(イ)保安上危険	1.建築物等の倒壊	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜
		倒壊のおそれがあるほどの著しい(建築物の)屋根全体の変形または外装材の剥落もしくは脱落
		倒壊のおそれがあるほどの著しい(建築物の)構造部材(基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の破損、腐朽、蟻害、腐食等または構造部材同士のずれ
		倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜
		倒壊のおそれがあるほどの著しい(門、塀、屋外階段等の)構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等または構造部材同士のずれ
		倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜
		倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽
		2.擁壁の崩壊
	崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出しまたは変状	
	3.部材等の落下	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落または脱落
		落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部の外装材、屋根ふき材もしくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等
		軒、バルコニーその他の突出物の脱落
		落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾きまたはこれらの支持部分の破損、腐朽等
		立木の大枝の脱落
		落下のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れまたは腐朽
	4.部材等の飛散	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落または脱落
		飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等
		立木の大枝の飛散
		飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れまたは腐朽

草津市基準案	
1	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜
2	倒壊のおそれがあるほどの著しい(建築物の)屋根全体の変形または外装材の剥落もしくは脱落
3	倒壊のおそれがあるほどの著しい(建築物の)構造部材(基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の破損、腐朽、蟻害、腐食等または構造部材同士のずれ
4	倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜
5	倒壊のおそれがあるほどの著しい(門、塀、屋外階段等の)構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等または構造部材同士のずれ
6	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜
7	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽
8	擁壁の一部の崩壊または著しい土砂の流出
9	崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出しまたは変状
10	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落または脱落
11	落下または飛散のおそれがあるほどの著しい外壁土部の外装材、屋根ふき材もしくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等
12	軒、バルコニーその他の突出物の脱落
13	落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾きまたはこれらの支持部分の破損、腐朽等
14	立木の大枝の脱落または飛散
15	落下または飛散のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れまたは腐朽
	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落 10へ統合
	飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等 11へ統合
	立木の大枝の飛散 14へ統合
	飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れまたは腐朽 15へ統合

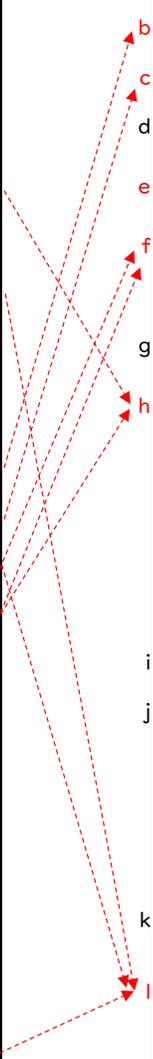


草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準(素案)⑥【1次判定】

○ 特定空家等の基準整理 (ロ)衛生上有害 ~ (ニ)周辺の生活環境の保全への影響
 (国ガイドラインの参考基準 21項目 ⇒ 草津市基準案 12項目)

国ガイドラインの参考基準		
(ロ)衛生上有害	1.石綿の飛散	石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出または石綿使用部材の破損等
	2.健康被害の誘発	排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)からの汚水等の流出
		汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等
		敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生
		著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等
		敷地等の著しい量の動物の糞尿等
		著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常態的な敷地等への動物の棲みつき
(ハ)景観悪化	屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損または汚損	
	著しく散乱し、または山積した敷地等のごみ等	
(ニ)周辺の生活環境の保全への影響	1.汚水等による悪臭の発生	排水設備の汚水等による悪臭の発生
		悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等
		敷地等の動物の糞尿等または腐敗したごみ等による悪臭の発生
		悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の糞尿等または多量の腐敗したごみ等
	2.不法侵入の発生	不法侵入の形跡
		不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等
	3.落雪による通行障害等の発生	頻繁な落雪の形跡
		落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪または雪庇
		落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等
	4.立木等による破損・通行障害等の発生	周囲の建築物の破損または歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し
	5.動物等による騒音の発生	著しい頻度または音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等
	6.動物等の侵入等の発生	周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき

草津市基準案	
a	石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出または石綿使用部材の破損等
b	排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)からの汚水等の流出、 悪臭の発生
c	汚水等の流出 および悪臭の発生 のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等
d	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生
e	著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり、 多量の腐敗したごみ等
f	悪臭の発生のおそれがあるほど の敷地等の著しい量の動物の糞尿等
g	著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常 lへ統合 物の棲みつき
h	屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損または汚損
i	悪臭の発生のおそれがあるほどの著しく敷地等に散乱し、または 腐敗もしくは山積した敷地等 のごみ等
j	排水設備の汚水等による悪臭の発生 bへ統合
k	悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい cへ統合
l	敷地等の動物の糞尿等または腐敗した fとlへ統合 生
m	悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい fとhへ統合 等または多量の腐敗したごみ等
n	不法侵入の形跡
o	不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等
p	頻繁な落雪の形跡
q	落下した場合に歩行者等の通行の妨げ 地域実情により削除 の著しい屋根等の堆雪または雪庇
r	落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等
s	周囲の建築物の破損または歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し
t	著しい量の糞尿等のおそれがある、または著しい頻度もしくは音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき、悪臭の発生等
u	周辺への侵入等が認められる動物等の lへ統合



草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準(素案)⑦【1次判定】

○ 特定空家等の判断基準による判定(1次判定)

調査項目		評点
(1)保安上危険(該当…10点、非該当…0点)		
1.建築物	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜	
	倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形または外装材の剥落もしくは脱落	
	倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材(基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の破損、腐朽、蟻害、腐食等または構造部材同士のずれ	
2.門、塀、屋外階段等	倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜	
	倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等または構造部材同士のずれ	
3.立木	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜	
	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽	
	立木の大枝の脱落または飛散	
	落下または飛散のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れまたは腐朽	
4.擁壁の崩壊	擁壁の一部の崩壊または著しい土砂の流出	
	崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出しまたは変状	
5.外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落または脱落	
	落下または飛散のおそれがあるほどの著しい外装材、屋根ふき材もしくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損またはこれらの支持部材の破損、腐食等	
6.軒、バルコニーその他の突出物	軒、バルコニーその他の突出物の脱落	
	落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾きまたはこれらの支持部分の破損、腐朽等	
(ロ)衛生上有害、(ハ)景観悪化、(ニ)周辺的生活環境への影響(該当…5点、非該当…0点)		
1.石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出または石綿使用部材の破損等		
2.汚水等	排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)からの汚水等の流出、悪臭の発生	
	汚水等の流出および悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等	
3.害虫等	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生	
	著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり	
4.動物	著しい量の糞尿等のおそれがある、または著しい頻度もしくは音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき、悪臭の発生等	
	悪臭の発生のおそれがあるほどの敷地等の著しい動物の糞尿等	
5.悪臭の発生のおそれがあるほどの著しく敷地等に散乱し、または腐敗もしくは山積した敷地等のごみ等		
6.屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損または汚損		
7.不法侵入の発生	不法侵入の形跡	
	不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等	
8.周囲の建築物の破損または歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し		
合計		

草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準（素案）⑧ 【2次判定】

【2次判定】空き家がもたらし得るまたはもたらす周辺への悪影響の程度

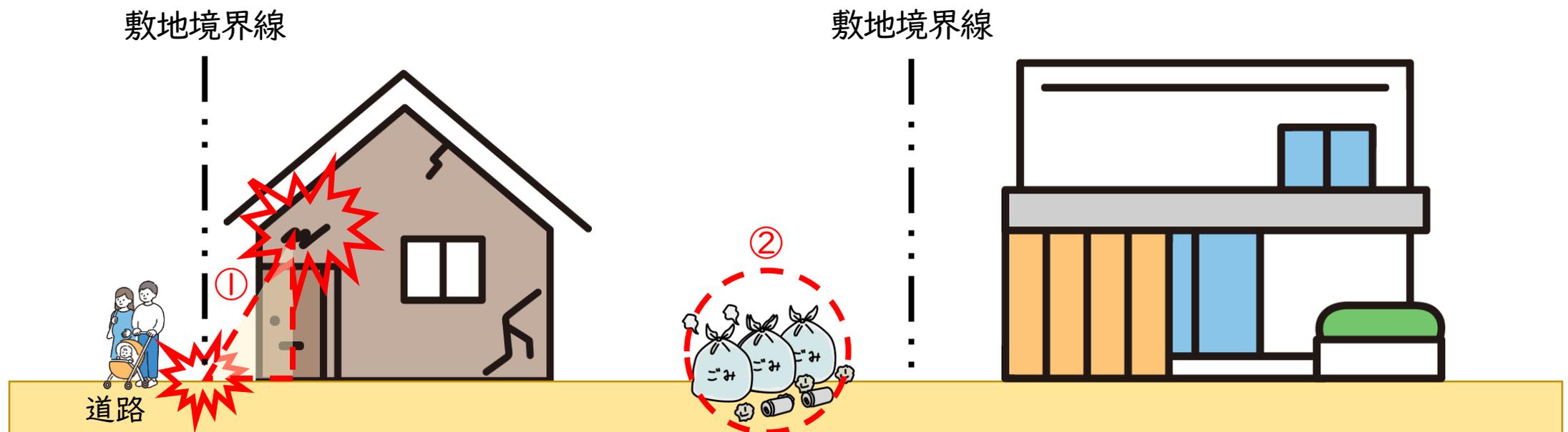
次表のいずれかに該当するか否かにより 周辺への悪影響の程度を判断 します。

○ 周辺への影響に関する判定(2次判定)

空き家の状態	該当	非該当
① 1次判定で (イ)保安上危険のうち、倒壊や落下等に関する項目に該当する場合 ⇒ 保安上危険な箇所の高さ(H)×1/2 ≧ 隣接する住宅敷地や不特定多数の者が利用する建築物の敷地、通行量の多い道路までの距離(L)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 1次判定で (ロ)衛生上有害、(ハ)景観悪化、(ニ)周辺の生活環境への影響のいずれかの項目に該当する場合 ⇒ 住宅や不特定多数の者が利用する建築物、通行量の多い道路に1面以上接している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

不特定多数の者が利用する建築物 …学校、病院など

【例】



草津市管理不全空家等および特定空家等判断基準（素案）⑨ 【総合判定】

1次判定および2次判定の結果をもとに、下表により対応方針を含めた総合判定を行います。

○ 管理不全空家等の総合判定

1次判定	2次判定	判定結果	対応方針
20点未満	非該当	<input type="checkbox"/> 空き家	法第12条（情報提供、助言）
	該当	<input type="checkbox"/> 管理不全空家等候補	法第12条（情報提供、助言） ⇒自主的な改善がない場合、（本判定後1年以内に）再判定
20点以上 30点未満	非該当		
	該当	<input type="checkbox"/> 管理不全空家等	法第13条第1項（一定期間指導） ⇒自主的な改善がない場合、法第13条第2項（勧告）
30点以上	—		

○ 特定空家等の総合判定

1次判定	2次判定	判定結果	対応方針
20点未満	非該当	<input type="checkbox"/> 空き家	法第12条（情報提供、助言）
	該当	<input type="checkbox"/> 特定空家等候補	法第12条（情報提供、助言） ⇒自主的な改善がない場合、（本判定後1年以内に）再判定
20点以上 30点未満	非該当		
	該当	<input type="checkbox"/> 特定空家等	法第22条第1項（一定期間指導、助言） ⇒自主的な改善がない場合、法第22条第2項（勧告）
30点以上	—		

なお、「特定空家等に該当するか否かの判断が困難なとき」、「管理不全空家等および特定空家等と判断した空き家の所有者等に対して、固定資産税等の住宅用地特例の適用の解除を伴う法第13条第2項または第22条第2項の規定による勧告をするか否かの判断が困難なとき」は、草津市住宅政策審議会に諮り、判断の妥当性や統一性を確保するものとします。